

相手国政府・ 相手国 国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (加註印) (注3)	署 名 者	告示番号 (注4)
セントルシア	セントルシア政府に対する贈与 に関する日本国政府とセントル シア政府との間の交換公文	経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な商 政務の関係当局で合意する生産物及びび役務の購入	200,000千円 ----- (注2)	2019.3.13 カストリ ー (同日) (注3)	日本側 矢ヶ野義則(在セン トルシア大使館参事官・ セントルシア側 アレスン・ マインケル・シヤスネ(相 兼財務・経済成長・雇用 創出・外務大臣)	2019.3.28 101号 (注4)

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。  
(注2) 贈与の供与期限については定めないものは、-----と記している。  
(注3) 日付については、○年△月□日を○.△.□と記している。  
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。